

黒部市 発表  
令和4年12月20日(火)

報道関係者 各位

**【照会先】**

黒部市税務課

税務課長 中嶋 ひとみ

税務課主幹 木本 達也

電話 0765(54)2119

**後期高齢者医療保険料の口座振替に係る処理誤り****1. 概要**

令和4年度後期高齢者医療保険料の口座振替データ作成において、5期分(納期限:11月30日)の口座振替データを金融機関に送信すべきところ、誤って6期分(納期限:12月26日)の口座振替データを送信したことが判明いたしました。

誤送信した6期分の口座振替データは686件あり、このうち678件については5期と6期の保険料が同額でありましたが、金額に差異のある8件については、誤った額を口座から引き落とすこととなり、誤徴収及び納付額の不足が生じました。

また、口座振替の際に預金通帳に納期が印字される一部の金融機関においては、本来「5期」とされるべきところ「6期」と誤表記されました。

2. 影響	誤送信	686件		
	(内訳)			
	・誤徴収	1件	29,400円	
	・納付額の不足	7件	14,700円	
	・預金通帳の誤表記	297件	(引落し額に影響なし)	
	・影響なし	381件		

**3. 原因**

当該保険料5期分(11月30日)のデータ作成にあたり、一旦データを作成したものの、その処理に誤りがあったため、再作成したうえでデータを金融機関へ送信しました。しかしながら、後期高齢者医療保険料システムにおいては、納期の区分は前回の納期に自動的に1カ月加算される仕組みであり、作成処理を2回行った際に6期(12月26日)データが作成されたことに気付かず、期別修正をしなかったことにより、前回納期である4期(10月31日)に2カ月加算された6期(12月26日)データとして送信することとなりました。

処理誤りの原因は、この仕組みを十分に把握していなかったこと、また、処理後の確認も不十分であったことによるものであります。

#### 4. 対 応

誤徴収となった方(1人)には謝罪のうえ、12月9日に還付させていただきました。納付額に不足が生じた方(7人)には謝罪のうえ、12月26日に不足分を口座振替させていただくようお願いしております。また、預金通帳の誤表記となった方(297人)には、12月14日に謝罪文を送付いたしました。

今後は、処理終了後に出力した処理結果票を複数人で確認するなどチェック体制を強化するとともに、通常と異なる処理を行った場合にはシステム委託業者に確認するなど、再発防止の徹底を図ってまいります。